

保育の実施基準指数(送迎保育ステーション事業)

番号	入所事由	保 護 者 の 状 況		基準 指数	父	母	その他 (同居人 等)	
		細 目						
1	就労 (内職は除 く)	月20日以上	月140時間以上の就労を常態	10				
			月120時間以上の就労を常態	9				
			月100時間以上の就労を常態	8				
			月 80時間以上の就労を常態	7				
		月16日以上	月120時間以上の就労を常態	8				
			月100時間以上の就労を常態	7				
			月 80時間以上の就労を常態	5				
			月 64時間以上の就労を常態	4				
その他	上記以外	3						
2	内職	月16日以上	月120時間以上の就労を常態	6				
			月100時間以上の就労を常態	5				
			月 64時間以上の就労を常態	4				
		その他	上記以外	2				
3	就労内定	月20日以上	月140時間以上の就労を常態	9				
			月120時間以上の就労を常態	8				
			月100時間以上の就労を常態	7				
			月 80時間以上の就労を常態	6				
		月16日以上	月120時間以上の就労を常態	6				
			月100時間以上の就労を常態	5				
			月 80時間以上の就労を常態	4				
			月 64時間以上の就労を常態	3				
その他	上記以外	2						
4	妊娠・出産	出産等	出産前後で保育できない場合(切迫流産は疾病扱い)	7				
5	疾病	入院	疾病・負傷により1か月以上の入院	10				
		自宅内療養	常時病臥	10				
			精神疾患	重度の症状	10			
				上記以外	8			
			一般療養	常時病臥にはならないが安静を要する	7			
				上記以外	3			
6	心身の 障がい	障がい	身体障害者手帳1・2級程度	10				
			療育手帳A1・A2・B1程度, 精神障害者保健福祉手帳1・2級程度	10				
			療育手帳B2程度, 精神障害者保健福祉手帳3級程度	8				
			身体障害者手帳3級程度	6				
			身体障害者手帳4～6級程度	4				
7	親族の 介護・看護	入院・施設等への付き添い(指数は番号1を準用)		10～3				
		居宅介護	常時臥床の高齢者・重度心身障害者等の常時介護	8				
			常時観察と介護(食事・排泄・入浴等)を必要とする場合	6				
			上記以外の程度	3				
8	災害	災害による家屋の損傷、その復旧にあたる場合		10				
9	求職活動	求職活動のため、外出することを常態としている場合		2				
10	就学等	就学・技能習得のため保育できない場合 (指数は番号1を準用)		10～3				
11	虐待等	虐待やDVのおそれがある場合		10				
12	その他	不存在(死亡・離婚・行方不明・拘禁等)		10				

合	計	+	+	+	=	
---	---	---	---	---	---	--